
午後 2時00分開会

○議長（犬飼信雄） これより平成29年松本広域連合議会2月定例会を開会いたします。

現在までの出席議員は24名でありますので、定足数を超過しております。

よって、直ちに本日の会議を開きます。

最初に、報告事項を申し上げます。

広域連合長より議案が5件提出されております。あらかじめ皆様のお手元にご配付申し上げますとおりであります。

本日の議事は、お手元の議事日程をもって進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（犬飼信雄） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第129条の規定により、議長において16番、阿部功祐議員、17番、山口恵子議員、18番、松澤好哲議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（犬飼信雄） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日1日としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（犬飼信雄） ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。

日程第3 議案第1号から議案第5号まで

○議長（犬飼信雄） 日程第3、議案第1号から議案第5号までの以上5件を一括上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

菅谷広域連合長。

○広域連合長（菅谷 昭） 本日ここに、平成29年松本広域連合議会2月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方にはおそろいでご出席をいただき、厚く御礼を申し上げます。

さて、去年は、広域連合長選挙におきまして、関係市村長による投票の結果、私が松本広域連合長に4たび選任されまして、早いもので、間もなく1年が過ぎようとしております。これまで着実に広域行政の運営を推進できましたことは、議会並びに住民の皆様のご理解とご協力のたまものであり、改めて心から御礼を申し上げる次第でございます。引き続き関係市村一体となって、広域連合の発展に取り組んでまいりたいと考えております。

さて、昨年末の12月22日、新潟県糸魚川市の飲食店から発生した火災は、昭和初期に建造された商店街や木造住宅の密集地域であったことに加え、折からの強風による飛び火で火点が分散するなど、147棟、約4万平方メートルを焼失し、鎮火までに30時間を要する住宅を巻き込んだ大火となってしまいました。

本火災につきましては、災害救助法や被災者生活再建支援法が適用され、姉妹都市であります塩尻市を初め、多くの関係市村の皆様からも支援が寄せられているところでありますが、この場をおかりしまして、一日も早い復興と、今なお不自由な生活を余儀なくされておられる皆様に対しまして、心からお見舞いを申し上げる次第でございます。

木造住宅の密集地区などでは、気象状態によって、こうした大規模な延焼につながることを改めて認識したところであり、今回の災禍を、まさに対岸の火事とせず、災害に強いまちづくりを進めるとともに、火事を出さないという日常の習慣の重要性を戒めとして啓発活動に取り組んでまいりたいと思います。

それでは、平成29年の初の議会となりますので、この際、地域や当広域連合を取り巻く情勢に関連して、若干述べさせていただきます。

初めに、消防業務に関連して申し上げます。

消防局では、消防サービスの向上を目的として、昨年2月の定例会において、関係条例の改正の可決をいただき、本年1月1日から消防署の管轄区域を見直したところであります。

変更した区域につきましては、松本市内の丸の内消防署の管轄区域でありました「桐と美須々」を本郷消防署に、さらに「清水と元町」を山辺出張所に変更したところでございます。この見直しによって、消防車や救急車などの出動体制に変更はございませんが、これを契機に地区の防災訓練や救急講習などのより身近な消防サービスの一層の充実に努めてまいります。

次に、この1月初旬には、関係市村の消防団におかれまして、消防出初め式が消防団員の士気高揚と住民の皆さんの防火意識の普及宣伝を目的に各地で挙行されました。消防団員の皆さんは、日ごろはそれぞれの生業を持ちながら、火災や事故、自然災害などが発生した際に、消防活動に従事され、そのご労苦に深く敬意を表すところであります。

地域防災力の充実強化をさらに進めるためには、住民の皆さんの積極的な参加のもと、消防団を中心とした地域防災力の実施強化が必要不可欠であります。消防団員の皆様には、引き続き地域防災のかなめとして「自助、共助」による減災にご協力をお願いする次第であります。また、消防団員の欠員が言われている中、関係市村においてもさまざまな施策を講じ、団員の確保に努めてまいる所存であります。

次に、平成28年の火災と救急の状況について申し上げます。

当消防局管内の昨年1月の火災件数は、平成5年の消防局発足以来、最少件数となった反面、救急件数は、わずかではありますが増加となりました。火災件数につきましては120件で、防火意識の高揚に加え、春先に頻発するあぜ焼きやたき火を原因とする出火が少なかったことなどが火災件数の減少に好影響をもたらしたものと推察されます。

ただ、その一方で、救急件数は過去最高の1万7,388件となりました。特徴としましては、急病によるものが全体の6割以上を占め、搬送人員の約半数近くは入院の必要のなかった「軽症」の方々でありますので、引き続き「救急車の適正利用」を住民の皆様へお願いしてまいります。

なお、詳細につきましては、後刻の担当委員会におきまして、ご報告いたします。

次に、介護認定審査及び障害支援区分認定審査の業務について申し上げます。

2年間の任期でお願いしております、それぞれの認定審査会委員の任期が今年度末で満了となりますことから、来年度からの新たな委員といたしまして、医療・保健・福祉等の関係機関からご推薦をいただいた合計110名の皆様に任命し、今月12日に任命書を交付したところでございます。引き続き松本地域の関係市村におきまして、公平、公正かつ迅速な認定審査業務が遂行されますよう努めてまいります。

次に、広域的な観光振興などに関連して申し上げます。

まず、観光振興、特に観光企画やプロモーションにつきましては、広域の連携が久しく言われているところでありますが、松本広域連合規約に定める「広域的な観光振興に関すること」について、見直すなど取り組みを強化してまいりたいと考えております。

また、松本地域ふるさと基金事業につきましては、基金の運用益等の財源確保に努めるとともに、必要な事業を厳選し、観光振興、健康づくり・スポーツ振興、地場産業振興、文化振興など、関係市村の皆様方のご協力を得ながら実を上げつつあります。

一方で、マイナス金利政策の影響などにより、10億円を原資とする松本地域ふるさと基金の運用益は、今後、1,000万円を割り込むことが見込まれますことから、財源の確保と広域的観光事業の方向性について、協議を進めてまいりたいと考えております。

なお、詳細につきましては、後刻の担当委員会におきまして、ご報告いたします。

それでは、ただいま上程いたしました条例制定1件、補正予算2件、当初予算2件の計5件の提出議案につきまして、一括してご説明申し上げます。

まず、議案第1号の松本広域連合職員の退職管理に関する条例の制定は、地方公務員法の一部改正に伴い、再就職者による依頼等の規制等について、必要な事項を規定するものでございます。

次に、議案第2号及び第3号の補正予算について申し上げます。

今回の補正予算は、平成28年度の事務事業の精算に伴うもののほか、退職手当特別負担金等の追加が主なもので、補正規模は、一般会計で7,220万円を追加し、補正後の予算規模を歳入歳出それぞれ43億7,015万円に、また、特別会計では558万円を追加し、補正後の予算規模を歳入歳出それぞれ2,257万円とするものでございます。

次に、議案第4号及び第5号の平成29年度当初予算について申し上げます。

一般会計は、予算総額44億950万円で、平成28年度予算に比べ2.9%の増となっております。関係市村が引き続き厳しい財政状況のもとで行財政改革に取り組んでいることを念頭に置き、住民の生命・身体・財産を守り、安全で安心な暮らしを確保し、住民の皆さんから一層信頼される広域行政を進めるため、重点事業の推進を基本に、堅実かつ健全な財政に配慮した予算編成といたしました。

主な内容といたしましては、更新時期を迎えた化学消防車、水槽付き消防ポンプ車や高規格救急車など消防用車両6台分の購入経費を計上したほか、夜間活動中の隊員の安全確保をさらに強化するため、全ての緊急自動車の外周に専用の反射材を施すなど、今後の有事に備

えてまいります。また、女性職員が働く職場環境の整備といたしまして、既存の消防署を一部改修し、仮眠室や洗面所などを女性専用とする工事費を計上しております。

次に、松本地域ふるさと基金事業特別会計は、予算総額は1,744万円で、平成28年度予算に比べ2.6%の増となっております。

主な内容といたしましては、ビッグデータを活用した「松本地域の観光変革プロジェクト」として、「着地型ガイドブック」の作成や主要駅、高速道路サービスエリア及び大型集客施設などでPRイベント等を実施するなど、松本地域への誘客と松本地域の回遊性の向上に努めてまいります。また、広域的な健康づくり・スポーツ振興、地場産業振興、文化事業も引き続き実施してまいります。

以上、本日提案いたしました議案等についてご説明を申し上げましたので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（犬飼信雄） ただいま広域連合長から上程議案に対する説明がありました。

日程第4 松本広域連合行政一般に対する質問

○議長（犬飼信雄） 日程第4、松本広域連合行政一般に対する質問を行います。

現在までの発言通告者は、23番、池田国昭議員1名であります。

池田国昭議員の発言を許します。

23番、池田国昭議員。

○23番（池田国昭） それでは、通告に従って、介護認定にかかわる部分と消防行政、人事評価制度についてお聞きしたいと思います。

介護保険法の改定により、要支援1、2の方を対象とした新総合事業の実施が本広域連合加盟自治体の中でも本格実施がされつつあります。これまでどおり、介護保険利用を希望し、認定を希望すれば全ての人が一次審査を受け、そして、当広域連合の認定審査会の判定で、要介護度が決まり、各保険者の自治体で介護サービスを受けられるようになっています。

今回の改定では、通称というか、チェックリストというものの導入により、いわば認定審査を必要とせず介護サービスを受けられる仕組みにはなっておりますが、認定を受けないと不利になるケースも具体的に出されております。各自自治体の動向が実に、この点では気になる中身ですが、本日はそうした中での実際の介護認定審査会の現状について、まずお聞きし

たいと思います。審査判定件数の現状についてはどうなっているか。また、事務のいわばおくれがないのかどうかお聞きしたいと思います。

次に、このチェックリストの導入により、審査依頼件数が減る可能性がないとは言えませんが、それ以上に高齢化の進展の中で団塊の世代が後期高齢者となる2025年を目前に控え、申請対象となる高齢者の絶対数も増加するため、今後の推移は注目が必要ですということです。増加に伴い、審査判定に支障があってははいけません。申請対象の推移を今後どのように見通しているのか。また、合議体数についてはどのように考えているのかお聞きしたいと思います。

次に、消防行政に関係する人事評価制度についてです。

人事評価制度については、昨年当2月議会で、この本会議場でも取り上げました。そのときの答弁とも関連をして、さらに踏み込んでの質問もしたいと思います。

さて、その質問の本題に入る前に1点だけ申し上げたいと思います。

昨年、私はこの場所で、消防署の職員、いわば公案職と言われるこれらの皆さん方の任務というのは、日ごろから、その仕事の内容からして、上司と部下という関係の中での信頼関係を醸成している。まず、上司と部下、とりわけ緊迫した火災の現場等々では、救急車もそうですけれども、指揮命令系統が不可欠な職場です。その指揮命令系統が日常の活動に持ち込まれる心配、いわばパワハラというふうに言われるような事態を防ぐ意味でも、この人事評価制度は、ある意味積極的な側面、評価点があるというふうに申し上げましたが、誤解を招く表現でありましたので、この積極的な側面及び評価点があるという点は、1年経過後ですが、正確さを期すために取り消しをしたいというふうに思います。

私の心配事項であったパワハラ等の問題は、この人事評価制度による方法ではなく、別の方法によって根絶すべきものと考えます。

さて、この人事評価制度について、昨年の答弁では、消防業務の特殊性もごございますので、構築実績のある専門家の知見を参考に、先進地視察、職員による内部検討会、そして署長会議などを通じた職員の意見を反映することにより、当消防局の現状に即した制度とするという答弁がございましたが、その後1年、人事評価制度を、この構築に当たり、消防局として、いわば、何を、どこまで、どのように検討されたのか、1年の経過を踏まえて、まずお聞きしたいと思います。

また、今後の職員への処遇の中で、とりわけ給与処遇への活用についてはどのように考えておりますか。昨年は、この給与処遇への適用はしないようにと私は求めたわけですがけれど

も、残念ながら答弁はありませんでした。この点を改めてお聞きし、1回目の質問といたします。

○議長（犬飼信雄） 山本事務局長。

○事務局長（山本敏雄） 池田議員の介護認定審査会に関する質問につきまして、順を追ってお答えいたします。

まず最初に、審査件数につきましては、当広域連合が年間に処理できる上限2万1,600件に対し、ここ数年は2万1,000件前後で推移しておりますが、平成28年度においては500件程度減少すると想定しております。また、事務遅延の有無についてでございますが、要介護認定の申請から認定までの期間は、介護保険法において30日以内と定められております。そのうち当広域連合の審査にかかる期間はおおむね2週間となっており、滞りなく適正に事務処理をしております。

次に、今後の審査件数の推移と合議体数についてお答えします。

審査件数につきましては、平成29年度からは圏域内全ての市村において、介護予防・日常生活支援総合事業が実施されることにより申請件数の減少が見込まれます。その理由は2つございます。1つ目は、市村が独自に実施する介護予防や生活支援のサービス利用者の要介護認定に係る審査が不要となるためでございます。2つ目は、要支援の認定期間の最長が12カ月から24カ月に延長されることによるものでございます。そのため合議体数につきましては、現在の20合議体から当面の間は1合議体を減らし、平成29年度からは19合議体により運営してまいります。

なお、将来的には高齢化の進展に伴いまして、議員ご指摘のとおり、審査件数の増加が予想されますので、今後の審査件数の推移に注視し、適正に合議体の設置をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○議長（犬飼信雄） 清水消防局長。

○消防局長（清水哲弥） 続きまして、私から池田議員の質問にお答えをいたします。

まず、人事評価制度構築に当たっての具体的な検討についてでございますが、当広域連合では、平成27年度に人事評価制度の構築実績のある専門業者に依頼をして、能力評価及び業績評価にかかわるそれぞれの評価シートの作成を行いました。このシートの作成に当たっては、事務局及び消防局職員7名による内部の検討委員会を組織し、専門業者の支援を受け、7回の打ち合わせ会議を実施し、職員の意見を反映させながら、独自の評価シートの作成を

行っております。この間、署長会議等を通じて、全職員に制度の構築経過を報告するとともに、全職員を対象とした説明会を2回開催いたしまして、昨年4月から運用を開始したところでございます。今年度は制度にかかわる諸条件の整備や職員が目標として掲げた評価シートに記載内容の添削など、引き続き専門業者の支援を受けながら、これまで3回の打ち合わせ会議を実施しました。また、昨年9月には、業績評価や能力評価の進め方等について、全職員を対象に研修会を開催しましたし、これから実施をする期末面談に向けた研修会を今月開催することとしております。

次に、職員の給与への処遇につきましては、国の方針でもありますが、職員にわかりやすく透明性の高い制度にしていく必要があると考えておりますので、今後も研修会を重ねながら時間をかけて慎重に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（犬飼信雄） 議長から申し上げます。

ただいま池田議員の発言の中で、発言の取り消しにつきまして発言がございましたが、会議規則第63条の規定によりまして、発言した議員は、その会期中に限り、議会の許可を得て発言を取り消すか、議長の許可を得て発言を訂正することになっておりますので、ただいまの発言については、今定例会では取り消し、訂正ができないことを申し添えます。

以上です。

23番、池田国昭議員。

○23番（池田国昭） 最初に、発言の取り消しにかかわっては、もちろんそういうことは承知した上で、私としては、私の思いとして、1年の経過を述べさせてもらったということで、別に、もう既に議事録がサインもされてありますので、そこまで申し上げるつもりはありませんでしたが、中身的には、私も少し考えた上での発言ですので、この発言はそのまま会議録に残ると思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、2回目の質問を行います。

実際に申請件数の減が予想されるということで、その要因として2つと、①についてはチェックリストという言葉こそ出ませんでした。そういう可能性は確かにございます。しかし、こうした、具体的にはマイナス1、合議体を減らすということですが、年度当初はどのように考えていたのかと、いつの時期から、こういう形でマイナス1というふうに考えたのかということ、それから、1減はどこの会場を減らすというふうに考えているのかということをお聞きして、介護に関しては2番目の質問といたします。

次に、人事評価制度についてです。

これは通告をしてあったつもりですが、もし通告でなかったらお答えがなくても、また後ほど教えていただければいいですが、1年の経過の中で、この人事評価制度構築に当たって、専門業者の方と、それから職員の中のそういうチームをつくって検討してきたと。その専門業者というのは、具体的に業者名がもう既に入落札して決まっているわけですから、その専門業者名が明らかになるようであれば明らかにしていただきたいなというふうに思います。

さて、連合長を初め理事者の方々は当然のこと、この当広域連合の場だけではなく、各自自治体で既に、この人事評価制度については取り組まれ、自治体ごとに大変ご苦勞もされたり、推進もされたりしているということをお聞きします。

それで、こうしたことを進める上で、いろいろなマニュアルを作成し実施をされているというふうにも思われますが、私も当広域連合市村のものを幾つか見ました。当然松本市のものも、それからほかの市村のものも取り寄せて。私自身も、このマニュアルに即して、幹部になった場合、それから、いち一般職員の立場から、どういうふうに評価し、評価されるのかと。いわば、その擬似的な挑戦というか試みを見てみました。恐らくきょうお見えの理事者である首長の方々も、実際にどうなるのかということをやられてご苦勞もされたり、そういう意味では疑問も持たれている方もいらっしゃると思うんです。

いわば、この成果主義を中心に据えて、結果として利潤を追求することで評価される企業並みな形で、本来福祉の心を持った自治体職員、とりわけ当広域連合で言えば、命がけで住民の命と財産を守ると、そういう立場の職員に、例えばですよ、このマニュアルによれば、みずから目標を立てるに際しては、充実させるとか、心がけるとか、積極的に行うというような用法、この概念そのものを排除しています。こういう表現はいわばだめだよという形で、そうではなくて、何を、いつまで、どこまで、しかも、それを年単位で求めるという中身がマニュアルとなっております。

さらに、それをなるべくとは書いてありますが、数値で求めるというのが各関係の市村のマニュアル、ほぼ共通をしているものです。そして、これは部分的なものですけれども、最終的に評価をする際に、達成度評価点というものがあり、ウエイトというものもあって、荷重ですね、ウエイトというものもあって、その達成評価点とウエイトを掛け合わせると、そういう計算式でもって、いわばマトリックスのようにして、80とか70とか、そういう数字を出して各目標の評価点を導き出すと、そういうマニュアルもございます。恐らく全ての自治体がそういう形で評価されると思うんです。このやり方に、この福祉の現場、市民の健康増

進、福祉など、それから、先ほど申し上げた住民の皆さんの命と安全を時には命がけで頑張っているこの職員の皆さんに、そもそも、この評価制度というのがなじむのかどうかということ私を改めて考えなければいけないと思うんです。80点にするには、マトリックスですから、いろいろな部分があります。こっちを上げて、こっちを上げてと。そういうふうになった場合に、同じ80点でも中身が違うということも含めて、果してこれが科学的であり、公平であり、合理的なものなのかと。

また、消防士には労働三権というものが認められておりません。一般職の場合には労働組合がございますが、いわゆる団結権、団体交渉権、そして団体行動権、争議権とも言われますが、この労働三権が認められていない中で、この評価の結果に対する不安や意見はどのように反映されるのか。この労働三権にかわるものとして、消防職員委員会というものが消防士の場合には認められておりますが、この消防職員委員会との関係も含めて、どのように今後考えていくのか。自治体によっては、これは消防ではない自治体ですけれども、第三者機関を設置して、労働組合にさらに加えて、この第三者機関の設置によって検討が行われているということも、そういう自治体もございます。

以上、申し上げて、どういうふうに考えているかということをお2回目の質問といたします。

○議長（犬飼信雄） 山本事務局長。

○事務局長（山本敏雄） 池田議員の2回目の質問にお答えいたします。

合議体数につきましては、関係市村の審査件数割合に応じて、安曇野会場の合議体を1つ減らします。また、方針決定の時期につきましては、昨年4月以降、約半年の調整を重ねた上で、9月下旬に決定をいたしました。

以上でございます。

○議長（犬飼信雄） 清水消防局長。

○消防局長（清水哲弥） 続きまして、私から、池田議員の2回目の質問にお答えをいたします。

まず、委託業者の関係につきましては、一般社団法人日本経営協会でございます。

次に、人事評価制度のメリットについてでございますが、人事評価制度は、平成26年5月の地方公務員法の一部改正によりまして定められたものでございます。当広域連合では、今年度が制度運用の初年度でもあり、現時点で1年が経過をしていないという状況でございますので、制度の成果につきましては、今後しっかりと検証してまいりたいと考えております。

なお、制度を運用する中で、上司と部下が個人面談などを通じ、双方の思いや考え方の理

解が深まるなど、職場内のコミュニケーションが今まで以上に図られております。

次に、評価結果に対する不安や意見はどのように反映されるのかについてでございますが、まず、人事評価制度は、職員が掲げた目標設定から評価内容に至るまで、上司と部下の合意により評価が決定されます。この評価結果について、双方が合意に至らなかった場合や人事評価に対する質疑等については、総務課に設置をされる相談窓口において調整が行われることとなります。いずれにいたしましても、人事評価制度はまだ1年が経過していないという状況でもございますので、今後も職員の意見等を反映させながら、よりよい制度にしていきたいと思います。

次に、お尋ねの消防職員委員会との関係でございますが、給与への処遇にかかわる案件につきましても、消防職員委員会に意見として提出することは制度上可能でございます。

以上でございます。

○議長（犬飼信雄） 池田国昭議員。

○23番（池田国昭） 安曇野会場を減らすという答弁がございました。時期も9月ごろに、時点で、年度当初はそういうことではなかったという話も漏れ伝わってきておりますが、検討の中で半年経過後決めたということですが、先ほど1回目の答弁の中で、今後の推移を見ながら、必要であれば増設ということも考えるということですので、それうんと大事にしてみたいと同時に、一次判定が自治体から出されて、当広域連合で認定審査が行われますが、ある意味、一次判定は、ほぼ同じシステムというか、同じシステムですけれども、使っているのですが、その自治体というか、保険者のカラーが出ると、いわば、こういうことが十分にあり得ることです。それで、チェックリストのことは先ほど申し上げました。ばらつきが予想されます。当広域連合が二次判定を行うことについての是非は、改めて議論をする場が今後全体的な介護保険制度の中であるかもしれませんが、それはちょっと置くとして、独自の認定審査、認定合意を、この広域連合が発揮して、先ほど来言われている公平・公正の担保ということが非常に、固有のこの広域連合の任務として及び責任であるというふうに言えます。合議体にどれだけの時間を要しているのかと、1回の件数にどれだけの時間を要するのかということもあります。

また、合議体の関係者の中で、どうしても都合がつかないということでの開催が非常に難しくなっているという面もあるやに聞いております。ぜひ、そういうことで合議体の運営や開催回数が左右されるようなことがあってはならないと思います。

介護保険の改定が行われる中で、今の制度の中でも、先ほど言った、この広域連合の役割

が大きくなりますが、さらに、今後の問題も含めての、きょうは問題提起ということでの質問といたしました。

次に、人事評価制度について専門業者の名前も出ました。これは最後、意見だけ申し上げますが、その前に、消防職員委員会との関係は、給与にかかわってはあり得ると。私は1回目の質問で、改めて給与に反映することについてはということについての答弁は、慎重にと、慎重に対応していくということでしたが、この慎重にというのは、どういう意味なのかということ。私は、この人事評価制度そのものも賛成できませんが、とりわけ、この給与、待遇に反映することについては反対をしたいと思います。

ぜひ、この給与にかかわっては、消防職員委員会が扱う項目になるということですので、その点も確認しながら、相談窓口も設置すると。私は第三者機関の設置ということも含めて、今後必要だなというふうに考えます。

ある精神科医の著書によれば、こうした成果主義と、この職員の今大きな問題にもなりつつあるメンタルヘルスにかかわって、この成果主義的な人事管理システムが労働者の心身をむしばみ、ひいては自殺に追い込むこともあるという因果関係を明らかにする著書もございます。私は、各自治体の中でも、それから消防職員の皆さんの中でも、本当にこの制度が今でなく、そうでなくてもいろいろなストレスがある職場の中で、さらに、この人事評価の中、とりわけ給与にかかわって行われることになれば、こうした事態がうんと心配をされます。ぜひ慎重に取り扱うのであれば、まずいという判断がおりた場合には、この給与への待遇の反映はしないという方向も、場合によっては選択肢として出てくるということが考えられますので、ぜひその辺については、もし考えがあれば答弁をお聞きしますが、私はそのことも求めて今回の質問の全てを終わりたいと思います。

日程第5 議案に対する質疑

○議長（犬飼信雄） 日程第5、議案第1号から議案第5号までの以上5件に対する質疑につきましては、発言通告者がありませんので、質疑は終結し、直ちに議案の委員会付託を行います。

ただいま議題となっております議案第1号から議案第5号までの以上5件につきましては、一層慎重審議を期するため、お手元にご配付いたしてあります委員会付託案件表のとおり、

それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

本会議は、委員会審査のため休憩し、委員会審査終了後、直ちに再開いたします。

暫時休憩いたします。

午後 2時47分休憩

午後 4時45分再開

○議長（犬飼信雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6 委員長審査報告

○議長（犬飼信雄） 日程第6、議案第1号から議案第5号までの以上5件を一括議題として委員長の報告を求めます。

最初に、総務民生委員会委員長、宮澤豊次議員。

宮澤議員。

○総務民生委員長（宮澤豊次） 総務民生委員会のご報告を申し上げます。

委員会は、付託されました議案5件について慎重に審査いたしましたので、その結果についてご報告いたします。

最初に、議案第1号 松本広域連合職員の退職管理に関する条例につきましては、異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議案第2号 平成28年度松本広域連合一般会計補正予算（第2号）中、当委員会関係補正予算につきましては、異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議案第3号 平成28年度松本広域連合松本地域ふるさと基金事業特別会計補正予算（第1号）は、異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議案第4号 平成29年度松本広域連合一般会計予算中、当委員会関係予算につきましては、異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議案第5号 平成29年度松本広域連合松本地域ふるさと基金事業特別会計予算は、異議なく可決すべきものと決しました。

なお、質疑・意見等の主な内容としましては、議案第1号に関しまして、規制の対象者と違反に対する罰則について質問があり、理事者からは全ての職員が対象となり、違反によって、それぞれ罰則があると答弁がありました。

第5号につきましては、広域観光を進めるにはもっと大きなビジョンや予算が必要なのではないかと。また、基金運用益の減少による事業費減少と厳しい状況ではあるが、各市村の負担が増加しても広域観光には現状よりも何倍もの事業費を取ることが必要だとの意見等が多くあり、理事者からは出された意見を参考に計画を策定していくとの答弁がありました。

以上で当委員会の報告といたします。

何とぞご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（犬飼信雄） 次に、消防委員会委員長、前山健治議員。

前山議員。

○消防委員長（前山健治） それでは、消防委員会の報告を申し上げます。

委員会は、付託されました議案2件につきまして慎重に審査いたしましたので、その結果についてご報告を申し上げます。

最初に、議案第2号 平成28年度松本広域連合一般会計補正予算（第2号）中、当委員会関係補正予算につきましては、異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議案第4号 平成29年度松本広域連合一般会計予算中、当委員会関係予算につきましては、異議なく可決すべきものと決しました。

なお、本件につきましては、初めに消防車両購入の財源について質疑があり、理事者からは緊急消防救援隊登録車両でなければ起債、国庫補助は受けられず、その他の車両については、基金からの繰り入れ等に対応する旨の説明がございました。

次に、消防救命士の生涯教育体制について質疑があり、理事者からは医療機関に依頼していた救命士の再教育を指導救命士が一部担っていく旨の説明がございました。

次に、女性消防職員の現在の状況についての質疑があり、理事者からは、女性の占める割合について、全国平均を下回る現状である旨の説明がございました。また、委員からは、女性消防職員の施設環境整備についての要望がありました。

最後に、人事評価制度構築に関し、評価マニュアルの公表についての要望がありました。

以上で、当委員会の報告といたします。

何とぞご賛同賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（犬飼信雄） 以上をもって委員長の報告は終わりました。

委員長の報告に対し、質疑のある方の発言を求めます。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（犬飼信雄） ないようでありますので、質疑は終結いたします。

次に、以上の案件に対し意見のある方の発言を求めます。

意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（犬飼信雄） ないようでありますので、これより採決いたします。

議案第1号から議案第5号までの以上5件につきましては、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（犬飼信雄） ご異議なしと認めます。

よって、以上の案件は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（犬飼信雄） 以上をもって今期定例会に付議された案件は全て議了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じ、平成29年松本広域連合議会2月定例会を閉会いたします。
お疲れさまでした。

午後 4時54分閉会